

第8章

豊田市権利擁護支援推進計画・ 成年後見制度利用促進計画

第8章では、豊田市として、地域福祉計画・地域福祉活動計画を通して、権利擁護支援と成年後見制度利用促進にどう取り組んでいくのかの考え方について説明しています。

内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市における権利擁護支援の現状
- 3 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題
- 4 豊田市における権利擁護支援の推進体制
- 5 本計画を推進するための主な取組
- 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの考え方

豊田市権利擁護支援推進計画・

成年後見制度利用促進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

高齢化の進展等に伴い、認知症高齢者や、知的障がいのある方、精神障がいのある方の数が増加傾向にあり、判断能力が不十分なことにより、介護保険サービス利用の契約や金銭管理などに対し不安を抱える方が増えています。

こうした方々の権利擁護を行う手段として、2000年に成年後見制度が創設されました。しかし、成年後見制度の利用者は、前述した認知症高齢者数などの増加と比べて低調であり、本来制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できていないといった課題が顕著となっています。

このため、国においては、2016年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」制定を皮切りに、2017年に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、2022年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、成年後見制度が適切に利用できる環境づくりを進めています。

豊田市では、2017年の「豊田市成年後見支援センター」の開設を機に、同年に市とセンターの共働型による「中核機関」の整備、2019年に「とよた市民後見人」の養成開始、2020年に市と社協の共働による「豊田市成年後見制度利用促進計画」の策定など、成年後見制度利用促進に注力してきました。

また、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、当初から成年後見制度利用促進に留まらず、司法と福祉の緊密な連携を図ってきたこともあり、本市では全国に先駆け、意思決定支援や身寄りを頼ることができない方への支援など、広範な権利擁護支援の推進に努めてきました。

第2次の計画となる本計画では、法改正等の国の動向を踏まえつつ、本市が培ってきた権利擁護支援の経験を地域福祉と連動させながら、よりきめ細やかな支援の展開と、関係機関・団体との連携を拡充させることで、権利擁護支援と成年後見制度利用促進のさらなる深化を図ります。

(2) 計画の位置づけと期間

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく市町村計画として位置づけ、成年後見制度利用促進に必要な事項を定めます。

また、法律上に規定はありませんが、住民や関係者、支援関係機関、専門職団体の意見も踏まえ、成年後見制度利用促進を超えたより広い形で、豊田市において権利擁護支援をどのように推進していくかについての方針を定めるもの（権利擁護支援推進計画）としても策定しています。このため、第1次後見計画と同様に、豊田市社会福祉協議会の実践計画としての位置付けも持ちます。

これらは、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画の期間を2026年度から2031年度までの6年間とします。



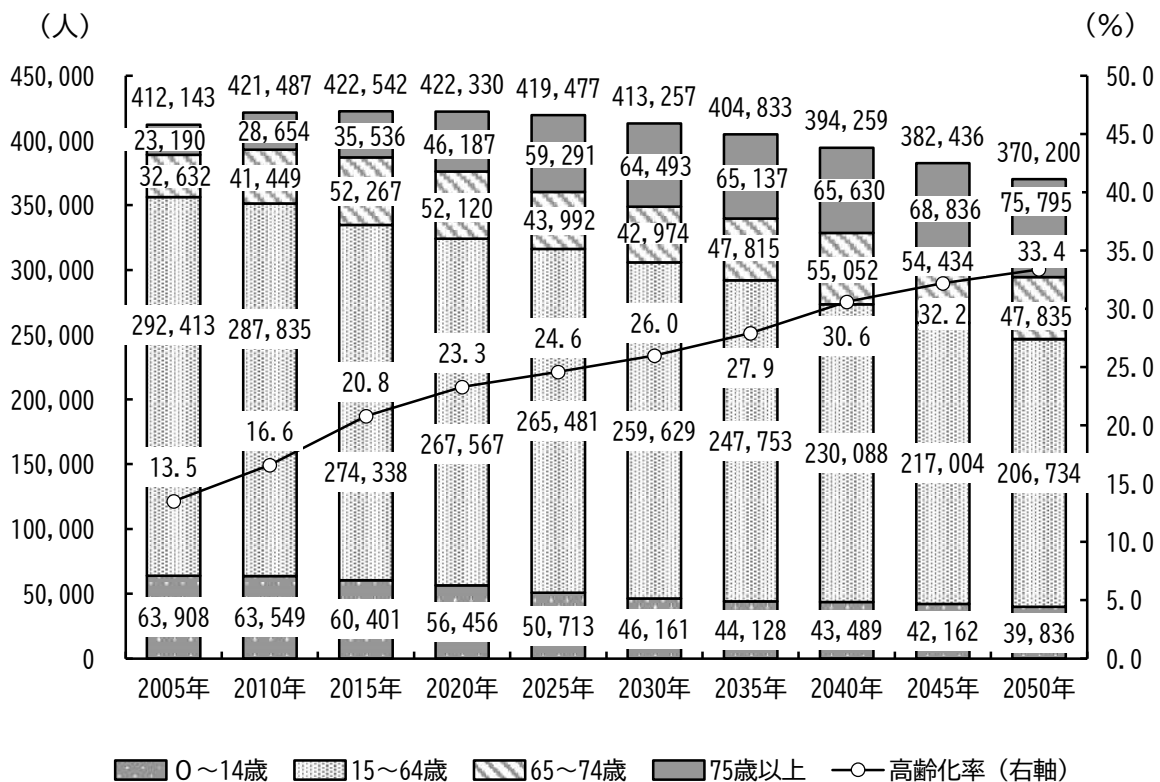
2 豊田市における権利擁護支援の現状

(1) 「豊田市の現状」

本市の総人口は、2019年をピークに人口減少に転じており、2025年9月1日時点で41万4,512人となっています。その一方で、高齢者数は10万3,145人、高齢化率は24.9%と年々増加しています。そして、この高齢者数の増加に合わせて認知症高齢者数（推計）も年々増加しており、今後も増加の一途をたどる見込みです。

また、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者を基準にすると、障がいのある方の数も年々増加している状況です。

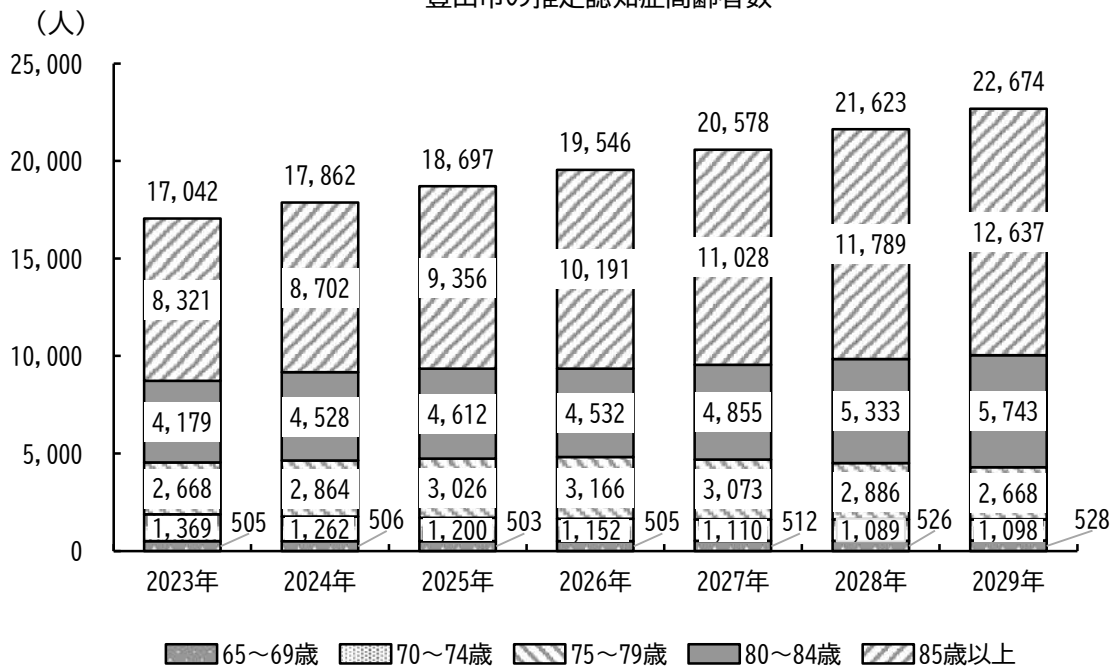
豊田市の将来人口推計



※2020年までは実績値、2025年以降は推計値

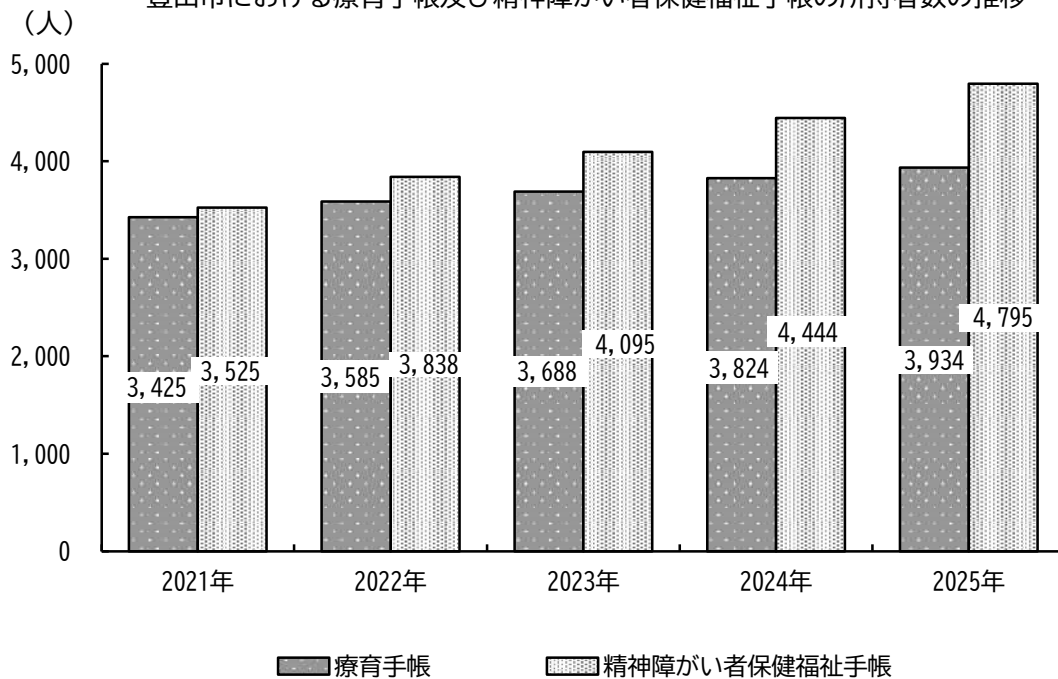
出典：第9次豊田市総合計画

豊田市の推定認知症高齢者数



出典：第9期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

豊田市における療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の推移



出典：豊田市統計

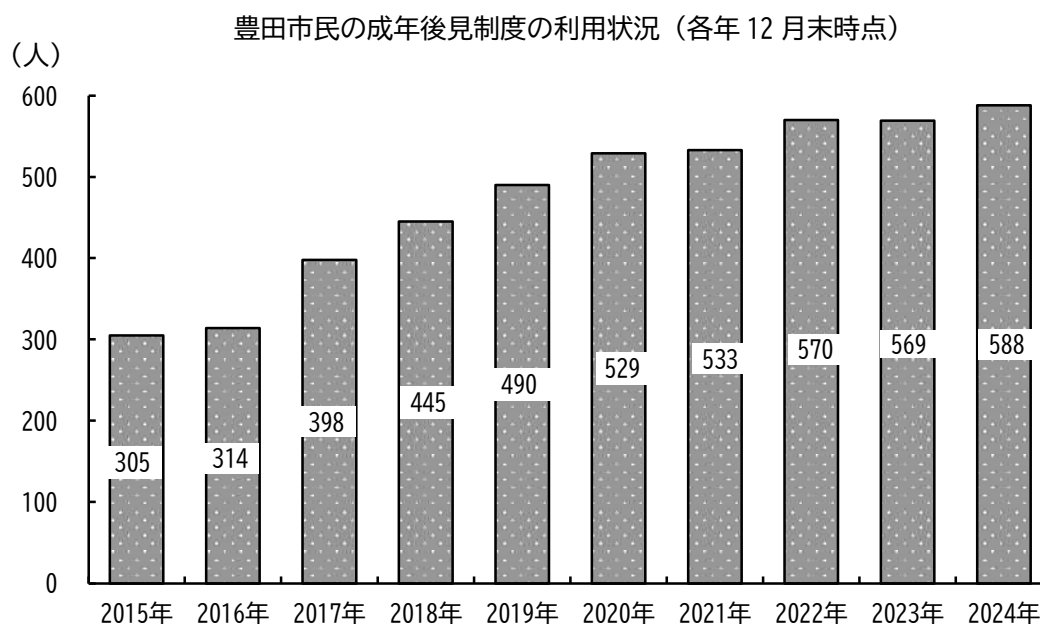
(2) 豊田市における権利擁護支援の現状

本市では、2017年に「豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」といいます。）」を開設しました。センター開設以降、毎年約300件の新規相談が寄せられており、成年後見制度を利用する市民は、2015年時点の305人から、2024年には588人と大幅に増加しています。

今後も認知症高齢者や、知的障がいのある方、精神障がいのある方の増加が見込まれていることから、成年後見制度の利用ニーズは引き続き高い水準で推移するものと想定されます。

一方で、権利擁護支援を必要とする方が、必ずしも成年後見制度の利用に直結するわけではありません。豊田市社会福祉協議会では、「日常生活自立支援事業」や「生活支援員派遣事業」といった権利擁護支援を実施しており、毎年約50人が契約するニーズがあります。

さらに近年では、身寄りを頼ることができないことによる、入院・入所時の手続きや死後の事務といった生活上の諸課題に関する相談も急増しており、権利擁護支援のあり方が多様化しています。



出典：名古屋家庭裁判所提供資料

(3) 権利擁護支援のこれまでの取組・第1次後見計画の評価

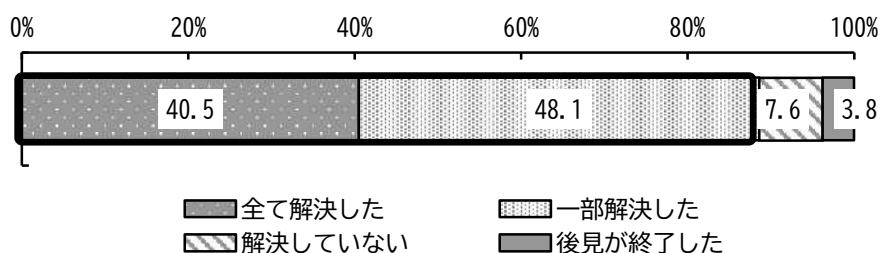
豊田市では、2020年に成年後見制度利用促進計画（以下、「第1次後見計画」といいます。）を策定して以降、この計画に基づき様々な取組を進めてきました。こうした権利擁護支援の体制づくりの結果、第1次後見計画全体の到達状況を評価する「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合」は88.6%と、権利擁護支援が必要な市民に高水準の効果をもたらしました。

第1次後見計画の重点取組 (2023年中間見直し後)	達成状況 (2025年12月末時点)
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座を6期開講し、計164名の修了生を輩出。 ・市民後見人として、延べ46名が受任し活躍。 ・権利擁護基金の設置・運用開始。
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りを頼ることができない市民の生活課題を受け止める相談窓口（「みよる相談ステーション」）の開設。 ・多機関協働及び市民参加（意思決定フォロー）を取り入れた形での支援の事業実施（結サポート～くらし安心事業～）。
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定フォロー講座を開講し、22名の修了生を輩出（モデル事業実施期間を除く）。 ・医療や高齢者・障がい者支援など各分野での意思決定支援研修の実施。
④ 消費生活センターとの連携策の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援ネットワーク（協議会）と重層的支援体制への消費生活センターの参画。
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	<ul style="list-style-type: none"> ・送付先変更に係る手続き事務の集約とオンライン化の完了。
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識や経験を有する複業人材（専門フェロー）の登用完了。 ・高齢者・障がい者虐待対応フローの見直し実施。
第1次後見計画での懸案事項 (2023年中間見直し後)	達成状況 (2025年12月末時点)
○ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市内社会福祉法人による社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援の実施。 ・同社会福祉連携推進法人による法人後見実施に向けた支援の実施。

計画の目的達成状況の評価・・・88.6%

- 豊田市の成年後見制度利用促進の各種取組により、市民の権利擁護が図られたかを「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合※」で確認しました。

※ 2021～2024年度における後見人等アンケートで申立て当初の課題が「全て解決した又は一部解決した」と回答した割合（4か年累計）。



◎事例：権利擁護の支援とは

権利擁護の支援には、成年後見制度等を利用して、虐待対応や財産上の不当取引への対応を行うといった「権利侵害からの回復」の支援があります。これについて、豊田市で実際に権利侵害からの回復支援を行った事例をみてみましょう。

- 認知症のある高齢者のTさんは、持ち家でひとり暮らしをしている女性です。身体機能や認知機能の低下はありますが、介護サービスを利用しご自宅で生活しています。月1回の詩吟の集まりに友人と一緒にに行くことを楽しみに暮らしています。
- ある日、ケアマネジャーが訪問した際、居間のテーブルの上にあった契約書がふと目に留まりました。その契約書は、屋根瓦の修理のものであり、金額は100万円を超えていました。Tさんに話を聞いても、契約を覚えていません。そこで、Tさんと一緒に消費生活センターに相談したところ、訪問販売であることがわかりました。今回はクーリングオフ制度を利用して、なんとかキャンセルすることができました。
- ただ、今度はガス給湯器の交換・エアコン販売といった別の訪問販売が来るようになってしまいました。そのような状況もあり、成年後見支援センターに相談しました。相談から、「夫が苦労して建てた家を大事にしたい」という大切な思いがあることがわかりました。そのため、家の修理などを勧められると、思わず契約してしまうのでした。
- そこで、センターはTさんに、成年後見制度を丁寧に伝え、家の修理等の契約が必要かどうかを一緒に考えてくれる人を家庭裁判所に選んでもらうことを提案しました。Tさんも希望したため申立てを行い、その後保佐人が選任されました。選任された保佐人は、訪問販売の不必要な契約に取消権を行使し断ってくれました。こうして、Tさんは安心することができ、大切なご自宅で生活し続けられることができました。

このように、権利侵害の回復支援から「本人の安心な暮らし」につながります。その後、意思決定支援等を通じ、「生きがい」や「つながり合い」といった本人のより豊かな暮らしを充実させていきます。尊厳のある本人らしい生活が継続できるよう、本人と一緒に関係機関で連携して支えていく。このような権利擁護支援を豊田市では進めています。

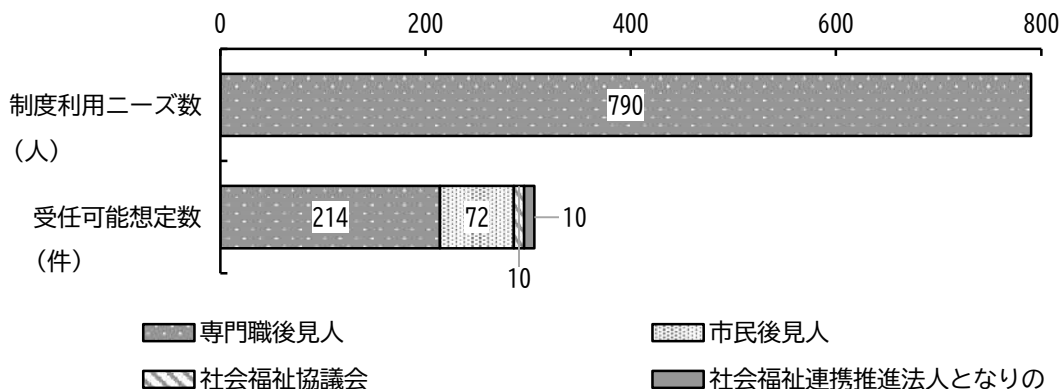
3 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題

(1) 担い手の確保と活躍に向けて

第1次後見計画時の調査に基づき、認知症高齢者の増加率を加味して2025年時点の成年後見制度の利用ニーズ（参考値）を試算したところ、790人となりました。一方で、同様に試算した各主体による受任可能数の見込みは306件となり、本市において約480人分の支援の担い手が不足することが明らかになりました。

このギャップの解消が本市における直近での大きな課題といえます。ただし、この試算値には、すぐさま成年後見制度が必要となるケースだけでなく、福祉的な支援や意思決定支援による権利擁護支援が必要なケースも含まれています。そのため、本人にとって望ましい支援策を見極めつつ、計画的かつ総合的に取組を進めていく必要があります。

今後の充実に向けては、市民後見人との複数受任や受任リレーのさらなる発展、セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの再構築、成年後見制度以外の支援策の充実など、多様な主体による「ベストミックス」の体制を整えることが大切です。



出典：「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査（2018）」結果、各所への聞き取り結果及び最新の統計情報から、豊田市推計

(試算方法など)

- 実際は、本人の特性や課題によりケースバイケースの受任や、複数受任もあるので、あくまでボリューム感をつかむ趣旨であり、統計的な正確性を求めているものではないことに留意。
- 制度利用ニーズ数については、2018年調査結果の664名に対し、2017年から2025年かけての認知症高齢者数の増加率18%を乗じて算出した。
- 受任可能想定数のうち、専門職後見人は2018年調査の結果をそのまま採用した（2018年以降に受任した件数もあるが、一方で後見等終了のケースもあること、また後見人等支援や送付先変更などの環境が整ったことから、設定として差し引きゼロとした）。市民後見人は2025年6月時点バンク登録者数から受任している人数を引いた数値。社会福祉協議会及び社会福祉連携推進法人となりの分は聞き取りによる情報。

(2) 身寄りを頼ることのできない市民の支援ニーズへの対応

多くの方にとって最も身近な支えである家族を頼れないことにより、入院・入所時や死後等に不安を抱えてしまう状況が生じています。かねてより就労を機会に故郷を離れて移り住まれる方が多い本市特有の背景もあり、この不安は大きいものといえます。しかし、「自分らしく暮らす」という市民としての権利に支障をきたしていることは、本市が目指す地域共生社会の実現には至りません。

この実態を明らかにするため、市民アンケート結果と高齢者人口から推計したところ、身寄りを頼ることができない65歳以上の市民は約4,000人と想定されました。うち、介護や医療ニーズが高まる後期高齢者(75歳以上)は約2,000人に上ります。

さらに詳細な分析により、身寄りを頼ることができない高齢者のうち「孤立状態」にある方が約400人、さらに「相談を望まない」層も約300人存在することがわかりました。身寄りを頼ることができないことで、地域からの孤立を招きやすいといった実態が確認できます。

これらの結果を踏まえ、身寄りを頼ることができない人の支援策を充実させるにあたっては、地域福祉の推進と合わせて、個々の相談意欲や困りごとの内容に応じた適切なアプローチを整理しながら取り組む必要があるといえます。



出所：「豊田市地域福祉に関するアンケート調査（2025）」からの推計結果 及び豊田市成年後見・法福連携推進協議会「身寄りのない市民への支援あり方検討部会」検討内容より豊田市作成。

(3) 地域福祉とのさらなる連動に向けて

○ 権利擁護基金の充実

- ・豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議において、「豊田市社会福祉協議会は権利擁護基金を設立している。地域から寄付という形で多様な主体の権利擁護支援の取組への参加を促すだけでなく、将来的には遺贈を適切に受け入れることで、資力のない方の支援に対応できる仕組みづくりが進められるのではないか。」との意見がありました。
- ・こうした声も踏まえ、寄付や遺贈を通じ市民や企業が新たに地域福祉に参加する形も含めて、権利擁護支援を進めていくことが必要になります。

○ 社会参加支援との連動

- ・同合同会議では、「意思決定フォロワーとして市民が参画する仕組みを充実させることで、判断能力が不十分であってもなくても、身寄りがあってもなくても、様々な方が社会に参画することを後押しできる仕組みにしていくことができるのではないか。」といった意見がありました。
- ・今後は重層的支援体制の中で、市民も参画する形での社会参加支援を充実させていくことが重要になります。

【ポイント】民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応

- ・国の法制審議会民法部会では、今後の成年後見制度のあり方について議論されており、民法改正の観点として、法定後見の終了や期間を設ける形での制度とする可能性について言及されました。
- ・また、今後の地域共生社会の進め方を議論する「地域共生社会の在り方検討会議」にて、日常生活自立支援事業の見直し後は多様な主体が同事業を基にした新事業の実施主体を担えるようにすることや、中核機関の法定化、個別支援に関する会議体の設置等の必要性について考え方が示されました。
- ・本計画策定時点の2026年3月段階では、これらの法制度の改正の具体的内容が示されている状況ではありませんが、今後を見据えて、あらかじめ本市における権利擁護支援体制の充実を進め、改正のタイミングが来た際に着実に対応できるような準備が必要です。

「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ（概要）（2025年5月）

○ 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- ・福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進めるべきである。

○ 身寄りのない高齢者等への対応

- ・身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。
- ・民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
- ・新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。
- ・生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。

○ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- ・福祉行政による意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と概ね同範囲、すなわち、預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定を基本とする必要がある。
- ・意思決定支援の確保や市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めて、地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要がある。

4 豊田市における権利擁護支援の推進体制

豊田市では、多様な主体や機関との連携により、以下の枠組みを重ね合わせて取組を実施し、地域共生社会での市民生活を支えるための仕組みとして、『重層的支援体制』を整えています。

本市では権利擁護支援についても、この重層的支援体制の中で推進していきます。

- ① つながり合える関係性をつくるための「地域づくりの推進」
～地域共生社会での関係性を『つくる』～
- ② 困り事を受け止め社会とつながり合いながら生活できるための「包括的な相談支援」
～地域共生社会での関係性に『つなぐ』～
- ③ 自分らしく社会に居続けるための「参加・活躍の支援」
～地域共生社会での関係性の中で過ごし・働き・活躍し『つづける』～

地域づくりの推進としては、福祉や医療の関係者のみならず、弁護士や司法書士、家庭裁判所といった司法関係者、金融機関、生活支援の事業者などと、研修や勉強会などの学び合いの場などを通じて、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下、「地域連携ネットワーク」といいます。）を形づくりします。

包括的な相談支援について、市民の様々な困り事の中には権利擁護支援に関するものも含まれることから、判断能力が不十分な方が相談し得る機関（地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等）を権利擁護支援の1次窓口としても位置付けています。また、成年後見制度の相談対応に加え、身寄りを頼ることができないことによる生活課題、住まいや生活困窮等の課題に関する相談を、権利擁護支援として一体的に受け止めることに取り組みます。

参加・活躍の支援では、市民後見人の養成を通じて、後見活動だけでなく、意思決定支援に市民が参画する活動が生まれたりするなどの実績を踏まえ、判断能力が不十分な人の社会参加だけでなく、権利擁護支援活動に取り組む市民の社会参加も推進します。

こうした取組には多様な主体・機関の連携が必要です。本市では、各所・各場面での「チームづくり」を行う立場として『多機関協働事業者』にいくつかの所属や機関を位置づけており、センターや「みよる相談ステーション（以下、「ステーション」といいます。）」も多機関協働事業者の一つとしています。

今後も、本計画に基づいて、様々な権利擁護の支援体制を整えたり、地域連携ネットワークを充実させていくこととなりますが、こうした『重層的支援体制』という全体像の中で、様々な仕組みを機能させていくことが本市における基本的な体制づくりの考え方となります。

その上で、本市においては、地域連携ネットワークとして整えるべき、『中核機関』『協議会』『権利擁護支援チーム』の三つの仕組みについては、以下のような考え方と推進体制にて取り組んでいくものとします。

(1) 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担うものとされています。

- ① 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

本市においては、市長申立てによる権利侵害からの回復支援と政策的な判断・対応を行政で担いつつ、具体的支援の実践・権利擁護の視点から多機関協働による連携の調整を担うセンターと共働することで、これらの役割を果たすことができると考えています。

今後も、豊田市がセンターと相互に協力・連携しながら「中核機関」となり、権利擁護支援を進めます。

(2) 協議会

① 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、支援に必要な機能が発揮されるよう、支援者や専門職が組織単位で連携し、地域課題の解決に向けた協議を行います。また、必要に応じて部会を設置し、集中的な対応を進めます。
- ・具体的には、「センターの運営状況の評価・検討」「成年後見制度の利用促進策の検討・協議」「司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議」を行います。

② 豊田市成年後見支援センター定例会

- ・制度の利用により権利擁護支援が確実に実施されるためには、「福祉+司法の視点で制度利用が必要かどうか」「誰が申し立て、誰を候補者にするか」「チームが機能しているか」について各場面で確認する必要があります。
- ・豊田市では、「相談及び後見人等支援の進捗状況と対応の方向性の確認」「候補者の調整」「各主体が有する情報の共有」について、豊田市とセンター、専門職・法人後見実施団体が協議する定例会を月1回開催し、適切な権利擁護支援を進めます。



豊田市成年後見・法福連携推進協議会



豊田市成年後見支援センター定例会

(3) 権利擁護支援チーム

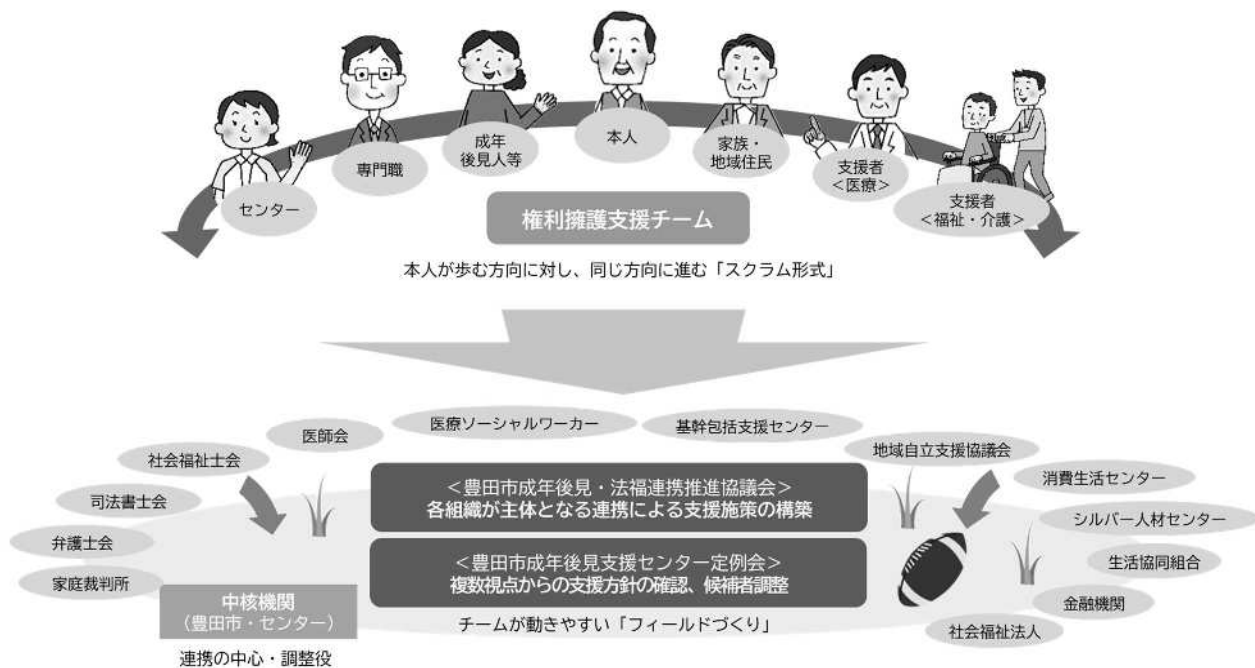
豊田市では、たとえ判断能力が不十分であっても、頼れる身寄りが不在であったとしても、本人は単に支援を受ける立場ではなく、支援を受けながらも自分らしく社会に参加し続けることを目指しています。そのためには、本人の周りを支援のために関係者が囲む「鳥かご形式」のチームではなく、本人が主体的に歩む方向に対し、関係者が肩を組みながら同じ方向に進む「スクラム形式」のチームが必要です。

こうした考え方で、本人が主体となり、本人に身近な家族や地域住民、福祉・医療・介護を始めとした生活上の支援者、後見人等が「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

本人が成年後見制度を必要とする場合、センターが候補者を受任調整した事案は全て「チーム会議」を開催します。また、身寄りを頼ることができない本人の生活課題を支える際も、必要に応じてステーションが多機関による「チーム会議」を開催します。

また、後見人からの相談に応じる中では、必要に応じてセンターが「チーム会議」として関係者を招集したり、支援者が実施するケース検討会議や地域ケア会議、支援会議・重層的支援会議等に、センターや後見人等が参加するなどして、支援の充実に努めます。

■ 豊田市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



5 本計画を推進するための主な取組

権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題に対し、豊田市成年後見・法福連携推進協議会及び豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議での議論を踏まえて、本計画を推進するための「重点取組」を設定します。なお、高齢者や障がい者虐待防止の仕組みの充実など、重点取組以外のこれまで重層的支援体制の中で取り組んできた権利擁護の支援や活動についても、従前どおり推進していきます。

これら取組の具体的な進め方や年度ごとの到達目標については、豊田市成年後見・法福連携推進協議会に随時諮りながら設定することで、その時折の状況に合わせた対応を柔軟に行えるようにします。なお、民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応は、「懸案事項」とし、今後の国の動向を見ながら対応していきます。

第2次計画の重点取組	取組の概要
① バストミックスによる権利擁護支援の担い手の確保と活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ・(i) 専門職後見人の活躍支援、(ii) 市民による多様な権利擁護支援の推進、(iii) セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの再構築、(iv) 成年後見制度以外の支援策の充実を一体的に進めながら、総合的に担い手を確保していきます。
② 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等の権利擁護支援と「みよる」地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援や権利擁護の仕組みを活用し、家族や親族を頼ることができない方への入院・入所時支援などの相談を受け止めるとともに、支援の調整を行う相談窓口「みよる相談ステーション」の運営と多様な関係者による地域連携ネットワークの充実を進めます。 ・親亡き後など重層的に支援すべきニーズへの対応も想定し、市民の参画と多様な関係者とのネットワークの充実を通じて、「結サポート～くらし安心事業～」を確立していきます。 ・互助の推進による身寄りのない高齢者等の孤立防止や、支援のレシピ集の普及による支援者理解の浸透等を通じて、家族の有無や関係性にかかわらず多様なつながりの中で安心して過ごすことのできる（＝みよる）地域づくりを推進します。
③ 市民参画と多機関協働による意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定フォロワーの推進など意思決定への市民参画に取り組んでいきます。 ・市民、認知症高齢者や障がい者の支援者、医療従事者、重層関係機関等それぞれが意思決定支援に対する学びを深めるとともに、多様な主体の参画を得ながら、対象者や分野を問わず、本人意思の尊重の重要性について市全体の理解を深めるための方策について検討し取組を進めていきます。

第2次計画の重点取組	取組の概要
④ 権利擁護基金の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・市内企業等による寄付の受入れ、事業内等で生じる遺贈相談の透明性の向上、ふるさと納税の活用等新たな仕組みの検討を通じて、基金を充実させます。 ・基金を原資に担い手の活躍を応援できる環境づくりに努めます。
⑤ 配慮が必要な方への社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加支援の場面によりそう市民の参画方策について検討し、取組を進めていきます。
第2次計画での懸案事項	取組の概要
○ 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・民法や社会福祉法制の改正の動向を注視しながら、中核機関の体制強化や日常生活自立支援事業等の実施体制の確保、新たな金銭管理の仕組みの検討など多角的に進めます。

◎事例：市民後見人の活躍から学ぶ「権利擁護支援に対する市民参画の重要性」

権利擁護支援は、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤であり、「権利侵害の回復支援」と「意思決定支援」による関わり方があります。この「意思決定支援」は、下記のように市民後見人の強みでもあります。

- 当初は取っつきにくい印象の方だったこともあり、市民後見人として、何かお手伝いしなければと思い、身構えて支援していました。
- ですが、月1回お会いしお話を重ねると、ストレートな物言いの裏にある温かな人となりに触れることができました。後見人という看板を下ろし、肩肘を張らずフランクに接するうちに打ち解け、今では下の名前で呼び合えるほど関係性が深まっています。
- 関係性が築けたことで、本人の好みも丁寧にくみ取れるようになりました。買い物などの事実行為は後見業務ではありませんが、その中で教えてもらった大好物のイチゴを届けると、目の色を変えて喜んでくださいます。また、朝が苦手な方ですが、私が訪問すると満面の笑みで迎えてくれ、帰り際には「また来て」と声をかけてくれます。
- 本人の好きなことを知り、笑顔を増やす関わりを私が行うことで、その人らしい暮らしを支えられているのかなと思います。そして、こうした本人の喜びは、私自身の「役に立っている」という実感にもつながっています。

このように、市民が権利擁護支援に関わることは、本人との関係性をつくり、本人のよりどころ（「みよる」）になり、会話や対話を生みます。そして、その会話や対話が本人の彩りのある暮らしにつながります。

地域福祉は「地域で暮らすその人の物語を動かすこと」と言われます。市民が参画する権利擁護支援は、事例のようにその人の物語を動かすことであり、そのことを通じ、「支え手」「受け手」の関係を超えて多様な主体が参画し、人と人がつながり、本人も市民後見人も生きがいや幸せを感じられる暮らしにつながります。

6 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの考え方

(1) 評価における基本的な考え方

第2次となる本計画においても、第1次後見計画同様に「市民の権利擁護が図られたか」どうかの視点から目的達成状況を評価します。本計画では、これまでの本市の取組や国の動向等を踏まえ、第1次後見計画での「課題解決」の視点に、本人主体でその想いを尊重する「意思尊重」も評価の視点に加えます。

また、目的達成には多角的なアプローチが不可欠です。そのため、第1次後見計画同様に、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を通じて、以下の二段構えで進捗を確認していきます。

- ①各重点取組に対し、年度の到達目標（当該年度に何を取り組むか）を設定
- ②定期的に変化を測定する指標を設定

なお、相談対応などの継続的で基本的な活動に対しては、相談件数などの数値目標は設定しません。ただし、センター定例会の中で相談件数の変化などは継続的に把握するとともに、高齢者や障がい者虐待防止の仕組みなど権利侵害からの回復支援の実態は定期的に振り返り、現場の実務的な改善や支援の質の向上につなげていきます。

(2) 変化・効果を感じた事例等を通じた市民共働型評価への挑戦

第2次計画は、住民参画を基本とする「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含して策定するものであり、権利擁護支援は「本人が主体」であることを踏まえ、「市民目線」からの評価を充実させる必要があります。

具体的には、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を通じて、本計画の取組やそれを通じた具体的な支援の中で、本市において市民の権利擁護支援を推進することにつながった事例や取組を抽出し、市民後見人や意思決定フォロワーと連携し、「市民の目線からの変化や効果」を確認し合います。

市民後見人や意思決定フォロワーが選んだ事例や取組はその特長などを整理し、豊田市成年後見・法福連携推進協議会にフィードバックすることで、今後の支援や取組がより市民にとって意義のあるものとなるように軌道修正や必要に応じた見直しにつなげます。

また、同様に、市民後見人や意思決定フォロワーの活動からも事例を収集します。豊田市成年後見・法福連携推進協議会の中で、「支援者側」から感じた変化や効果を把握し、その結果を市民後見人や意思決定フォロワーにフィードバックします。この相互の対話を通じて、「市民による活動ならではの意義」や「専門職だけでは成し得ない関わりの価値」を再確認し、本市の権利擁護支援の良さをさらに深化させていきます。

